

証券コード:8537

第118回

定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月24日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

場所

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6 当行本店3階大会議室 (末尾の [株主総会会場ご案内図] をご参照ください。)

<株主さまへのお願い>

新型コロナウイルス感染症拡大が続いている状況を踏まえ、株主さまの安全確保及び感染拡大防止のため、可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、当日のご出席の自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。

目次

第118回定時	特株主総会招集ご通知	1
〔添付書類〕		
第118期事業	(報告	6
計算書類		26
連結計算書類	<u> </u>	29
監査報告		32
〔株主総会参	考書類]	
第1号議案	剰余金処分の件	37
第2号議案	取締役(監査等委員である 取締役を除く。) 6名選任の件	38
株主総会会場		50

株主各位

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6 株式会社大光銀行 取締役頭取石田幸雄

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況を踏まえまして、株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用などの対策をお願い申し上げます。併せて、当行の判断に基づき、株主総会会場において株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、本招集ご通知3頁「議決権行使等についてのご案内」のとおり書面またはインターネット等によって議決権をご行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年6月23日(火曜日)午後5時10分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2020年6月24日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
- **2.** 場 所 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6 当行本店3階大会議室
- 3. 月的事項

報告事項

- 1. 第118期 (2019年4月1日から) 事業報告及び計算書類報告の件
- 2. 第118期 (2019年4月1日から) 連結計算書類並びに会計監査人及び 監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

以上

「ご案内」

- ①当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいます ようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙と ともに会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。 なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。 ②当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。
- ③紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。

④重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、 到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。 また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なも のとさせていただきます。

- ⑤議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の3日前までに、書面をもってその旨及び理 由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ⑥インターネットによる開示

計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」は法令及び当行定款第17条の規 定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (https://www.taikobank.jp/) に掲載し ておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会 計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した計算書類及び連結計算書類には、この「個別」 注記表 及び「連結注記表」も含まれております。

⑦本招集ご通知の発出後に、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事 項に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当行ホームページにて、修正後の内容を開示い

たします。(当行ホームページアドレス https://www.taikobank.jp/)

「新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ」

新型コロナウイルス感染拡大防止と株主さまの安全確保のため、次の対策をさせていただきます ので、ご協力のほどお願い申し上げます。

①株主さまには可能な限り議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、当日のご出席の自 粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。

②株主総会会場へのご来場にあたってはマスクの着用をお願いします。

- ③株主総会当日は、会場受付前に株主さまの体温を計測させていただきます。体調不良と見受け られる方には、会場係等がお声掛けのうえ、入場をご遠慮いただく場合がありますので、あら かじめご了承ください。
- ④株主総会会場について、株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できな い可能性があります。
- ⑤議長、役員のほか、受付・会場および事務局の担当者はマスクを着用させていただきます。
- ⑥例年株主総会終了後に設けておりました株主さまとの懇談会につきましては、今回は中止させ ていただきます。
- ⑦当行の判断に基づき、株主総会会場において必要な措置を講じる場合があります。

以上

[◎]インターネットに開示しました「個別注記表」 「連結注記表」の郵送をご希望の株主さまは、本店代表 (電話0258-36-4111) までお知らせください。 また、当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主さまはお申し出ください。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に



同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出くださいますようお願い申 しあげます。

また、第118回定時株主総会招集ご 通知をご持参くださいますようお願 い申しあげます。

株主総会開催日時

2020年6月24日 (水) 午前10時



同封の議決権行使書用紙に議案に対 する替否を表示していただいたうえ、 行使期限までに当行に到着するよう ご返送ください。なお、書面による 議決権行使における各議案につき賛 否を表示されない場合は、替成の表 示があったものとして取扱わせてい ただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、 下記をご参照ください。

行使期限

2020年6月23日(火) 午後5時10分までに到着

インターネットで議決権を



当行指定の議決権行使ウェブサイト

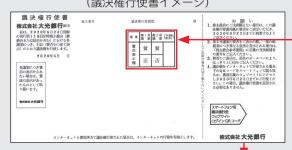
- ▶https://soukai.mizuho-tb.co.jp/ にアクセスしていただき、行使期限ま でに賛否をご入力ください。
- ※詳細は次頁の「インターネットによる 議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限

2020年6月23日(火) 午後5時10分までに入力

議決権行使書のご記入方法のご案内

(議決権行使書イメージ)



右片の裏側にインターネットによる議決権行使に必要となる、 議決権行使コードとパスワードが記載されています。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

「替」の欄に〇臼 賛成の場合 否認の場合・ 「否」の欄に〇印

第2号議案

全員賛成の場合 ―― 「賛」 の欄に〇印

「否」の欄に〇印 全員否認する場合

一部の候補者を — 否認する場合

「賛」の欄に○印をし、 否認する候補者の番号を ご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は 1 回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトヘアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

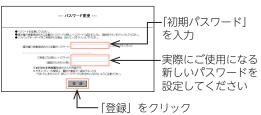
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル **50** 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時~午後9時)

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 「スマート行使」による方法
 - ・同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン*1でお読み取りいただき、当行指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください(<u>議決権行使コード</u> (ID)及びパスワードのご入力は不要です)。
 - ・「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。

議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記(2)の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード (ID) ・パスワード入力による方法 当行指定の「議決権行使ウェブサイト」 (下記URL) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右 片の裏側に記載の議決権行使コード (ID) 及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入 力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

- (3) 議決権行使コード (ID) 及びパスワード (株主さまが変更されたものを含みます) は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (4) パスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを当行及び株主名簿管理人よりお尋ねすることはありません。
- (5) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

(ご注意)

- ・**議決権の行使期限は2020年6月23日(火曜日)午後5時10分となっております。**行使期限内に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- ・議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効 とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は株主さまのご負担となります。
- ・インターネットによる議決権の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お 使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。 【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先】 フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

※1 QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)が導入されていることが必要です。

添付書類

第118期(2019年4月1日から)事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とし、本店のほか支店等において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っております。

口. 金融経済環境

2019年度におけるわが国の経済を顧みますと、輸出や生産に弱さが続くなか、高い水準で推移した企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しが続くなど、景気全体としては緩やかな回復が続きましたが、年度末にかけ、新型コロナウイルス感染症の影響により景気は大幅に下押しされ、極めて厳しい状況が続いています。

当行の主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、輸出や生産に弱さがみられるなか、設備投資の増加や個人消費の緩やかな回復が続き、景気全体としては回復が続きましたが、わが国経済と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、厳しさを増しております。

市場動向につきましては、前年度末に21千円台前半であった日経平均株価は、秋口から年明けまでは概ね堅調に推移しました。前年度末に△0.095%であった新発10年物国債利回りは、米中貿易摩擦の激化に伴う世界的な景気減速懸念を背景に、夏場にかけて大きく低下し、その後は緩やかな上昇基調となりました。年度末にかけ、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う市場の動揺から、株式市場は記録的な下げに見舞われ、国債を始めとする安全資産についても現金化の動きが強まり、今年度末においては、日経平均株価は19千円を割り込み、新発10年物国債利回りは0.005%まで上昇しました。

ハ. 事業の経過及び成果

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大幅に下押しされ、国難とも 言うべき厳しい状況に置かれております。地域経済においても厳しさを増すなか、地域金融機 関に対しては、事業者の業況や当面の資金繰り等についてきめ細かく実態を把握し、事業者の 資金繰り対応に万全を期すことが求められております。こうしたなかで当行は、お客さま及び 役職員の健康・人命保護を最優先とすることを大前提に、銀行の提供する業務が社会機能の維 持に不可欠な金融インフラであることを自覚し、お客さまに必要なサービスの提供を可能な限 り維持・継続できるよう、営業態勢の整備に努めてまいりました。特に、中小企業や個人で事 業を営むお客さまに対しましては、感染症拡大による影響や必要とする支援について、全て のお取引先よりヒアリングし、新規のご融資や貸出条件の変更はもとより、補助金や助成金を始め国・自治体の支援制度のご案内など、資金繰りの安定を通じたお取引先の事業の継続を強力にサポートしております。地域を救うという地域金融機関本来の役割が、今まさに求められているなか、当行は地域金融機関として、また地域社会の一員として、地域の皆さまとともにこの難局を乗り越えられるよう、お客さまに対し真摯に向き合い、ご相談、ご要望に積極的かつ迅速にお応えしてまいります。

第118期における事業の経過及び成果は以下のとおりであり、2018年度より開始しました3ヵ年の第11次中期経営計画「Change II ~もっと、変わる。~」に基づき、収益力の強化と営業基盤の拡充を目指し、様々な施策を実施してまいりました。

事業を営むお客さまに対しましては、昨年5月より、経営課題をワンストップで支援するためのツールとして「Taiko Big Advance」の取扱いを開始いたしました。「Big Advance」は、全国の金融機関が連携してお取引先企業の経営をサポートするプラットフォームであり、参加金融機関の会員同士や500社を超える大手企業とのビジネスマッチング、情報提供・福利厚生サービスなどを通じ、お取引先企業が抱える様々な経営課題の解決や新技術・新事業創出の実現をサポートしてまいります。また、労働力・人材不足に関する経営課題の解決に向け、昨年5月より、IT・RPA(Robotic Process Automationの略。業務効率化や生産性向上を実現するテクノロジー)等を活用した生産性向上、業務効率化支援等のサービスを提供する企業と業務提携を開始いたしました。このほか、「キャッシュレス・SNS活用セミナー」や「たいこう経営支援セミナー」など各種セミナーの開催を通じ、地域経済の活性化に向けた積極的なサポートを進めてまいりました。

事業を営むお客さまに対する取組みの成果として、昨年8月に東京商工リサーチが公表した「2019年企業のメインバンク調査」の取引先企業増収増益ランキングにおいて、当行をメインバンクとしてお取引いただいているお客さまの37.35%が前年比で増収増益となり、全国の金融機関のなかで当行が第1位となりました。徹底的に地域に密着し、お取引先企業と同じ目線で考え、悩み、ともに解決していくという、地域金融機関の原点たる活動に地道に取り組んできた成果と捉えております。今後もお取引先企業に対する事業性評価の深化・拡充を通じて金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

個人のお客さまに対しましては、国を挙げて普及が進められているキャッシュレス化への取組みとして、昨年8月より、24時間365日、いつでも国内外のVisa加盟店やネットショッピングでご利用いただける「大光Visaデビットカード」の取扱いを開始いたしました。また、昨年10月には、信託会社と提携した「相続手続き代行サービス」の取扱いを開始したほか、成年後見制度を利用されているお客さまの資産を適切に管理するための預金商品として、本年3月より、「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしました。このほか、新潟県内における個人ローンの相談受付態勢の強化に向け、昨年5月に「ローンスクエア西新潟」(小針支店内)、10月に「ローンスクエア新発田」(新発田西支店内)を順次、開設いたしました。これにより、新潟県内におけるローンスクエアの設置は6拠点に拡充しております。

「お客さま目線」での商品・サービスの開発を目的に、2016年3月に発足した女性向け商品・サービス検討プロジェクト「コフレディア」につきましては、昨年5月より「コフレディア 2nd Stage」と銘打ち、装いを新たに始動いたしました。2nd Stageでは、当行の商品・サービスの検討を目的としていた1st Stageから検討内容を拡充し、社外メンバーが所属される企業にとっても意義のある活動を展開しております。この「コフレディア」の活動につきましては、「女性に優しい、便利な銀行」というブランドイメージの確立に向け、今後も継続して取り組んでまいります。

当期の業績は、以下のとおりであります。

譲渡性預金を含めた預金等残高は、公金預金の減少により、前期比98億円減少の1兆3,630億円となりました。貸出金残高は、個人向け貸出を中心に増加し、前期比99億円増加の1兆601億円となりました。

損益状況につきましては、資金利益の減少や実質与信関係費用の増加などにより、経常利益は前期比12億55百万円減少の25億87百万円、当期純利益は前期比14億1百万円減少の11億31百万円となりました。

二. 当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化が進むなか、低金利環境の長期化や業種を超えた競合の激化により一段と厳しさを増していることに加え、フィンテック(金融とITを融合したサービス)に代表される新たな金融サービスの台頭など、目まぐるしい変化を続けております。また、足もとでは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、事業の継続に支障を来している事業者に対する資金繰り支援が急務となっております。

こうした諸課題に適切に対処し、当行が地域金融機関として持続的に存在価値を高めていく ためには、地域経済の中心的な担い手である中小企業や個人のお客さまのお役に立つことでご 満足いただき、さらに期待され頼られるという好循環を定着させていくことが必要と考えてお ります。

このような考え方のもとで、当行は、2020年度が最終年度となる第11次中期経営計画「Change II ~もっと、変わる。~」を着実に実践してまいります。本計画の最重要戦略である「お客さまニーズを起点とした、『お客さま本位』のソリューション営業の実践」により、中小企業や個人のお客さまに親身になって寄り添い、コンサルティング機能をこれまで以上に発揮していくとともに、お客さまや地域に密着した活動に継続して取り組み、地域に役立つ銀行として存在価値を高めることで、当行の将来的な顧客基盤を拡充してまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単	位.	: 億	[円)
11	8	明	\

	第115期 (2016年度)	第116期 (2017年度)	第117期 (2018年度)	第118期 (2019年度)
預 金	12,714	13,006	13,066	13,225
定期性預金	8,072	7,939	7,658	7,368
その他	4,642	5,067	5,407	5,857
貸 出 金	9,901	10,260	10,502	10,601
個人向け	2,816	2,908	3,024	3,149
中小企業向け	4,740	4,970	4,988	4,916
その他	2,344	2,381	2,489	2,535
商品有価証券	4	0	0	_
有 価 証 券	3,537	3,574	3,534	3,463
国	1,617	1,429	1,226	1,117
し その他	1,920	2,145	2,307	2,345
社	30	_	1	_
総 資 産	14,462	14,819	15,457	15,378
内 国 為 替 取 扱 高	38,318	38,826	39,876	40,156
外国為替取扱高	百万ドル 72	百万ドル 83	百万ドル 89	百万ドル 96
経常利益	百万円 4,596	百万円 4,740	百万円 3,842	百万円 2,587
当期純利益	百万円 3,142	百万円 3,519	百万円 2,532	百万円 1,131
1 株当たり当期純利益	322円30銭	371円29銭	266円97銭	119円04銭

(注)

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 預金には、譲渡性預金(2016年度490億円、2017年度493億円、2018年度662億円、2019年度404億円)が含まれておりません。
 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益に

ついては、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:億円)

							(-12 - 161)/
				第115期 (2016年度)	第116期 (2017年度)	第117期 (2018年度)	第118期 (2019年度)
経	常	収	益	222	212	225	229
経	常	利	益	46	48	39	26
親会当	社 株 主期 半	に帰属	する益	31	35	25	11
包	括	利	益	5	20	△ 5	△ 79
純	資	産	額	808	824	815	731
総	貣	資	産	14,474	14,831	15,470	15,388

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

					当	年	度	末	前	年	度	末
使	用 人		使用		人 数		881人				877人	
平	均	年		党		414	年 4月			413	年 4月	
平	均	助 続	年	数		17年 0月			16	年 8月		
平	均 約	â 与	月	額		34	48千円			3.	48千円	

- (注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 - 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年	度末	前 年	度末
新 潟 県	63店	うち出張所 (–)	63店	うち出張所 (–)
群馬県	1	(–)	1	(–)
埼 玉 県	5	(–)	5	(–)
東京都	1	(–)	1	(–)
神奈川県	1	(–)	1	(–)
合 計	71	(–)	71	(–)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を32か所(前年度末31か所)に設置して おります。 なお、店舗外現金自動設備は、設置場所数(出張所数)をカウントしております。
 - 2. 当年度において、店舗外現金自動設備は、新発田支店の店舗新築工事に伴う臨時対応として、 新発田中央町臨時出張所(新発田市)を新設しております。
 - 口. 当年度新設営業所 該当事項はありません。
 - ハ. 銀行代理業者の一覧 該当事項はありません。
 - 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況 該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
設 備 投 資	の総額	1,119

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内	容	金	額
新潟支店新築			636
ソフトウェア投資			159

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - (6) 重要な親会社及び子会社等の状況
 - イ. 親会社の状況 該当事項はありません。

口. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
		71 Sin L to 18#		百万円	%	
たいこうカード 株 式 会 社	新潟県長岡市城内町二丁目2番地4	クレジットカード業 務、金銭の貸付業務、 信用保証業務等	1990年6月29日	35	45.16	-
				百万円	%	
大光リース株式会社	新潟県長岡市城内町二丁目2番地4	総合リース業務	1974年 10月21日	270	5.00	-

(注) 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り 捨てて表示しております。

<重要な業務提携の概況>

- 1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
- 2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合141組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連668(農林中金・信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- 3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
- 4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- 5. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し、入金のサービスを行っております。
- 6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・振込みのサービスを行っております。
- 7. 新潟県内に本店(本所)を置く地方銀行2行、信用金庫9金庫、信用組合9組合、系統農協24、 労働金庫1金庫との提携により、口座振替による資金決済サービス(NBセンター代金回収サー ビス)を行っております。
- (7) 事業譲渡等の状況該当事項はありません。
- (8) その他銀行の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職	その他
古	出	哲	彦	取締役会長(代表取締役)		
石	\Box	幸	雄	取締役頭取(代表取締役) 監査部、人事部担当		
亀	貝	信	_	専務取締役 営業統括部長 営業統括部、地域産業支援部担当		
近	藤	喜栄	知	常務取締役 長岡地区本部長、本店営業部長		
俵	木		稔	常務取締役 市場金融部長 総合企画部、経営管理部、 市場金融部担当		
JII	合		_	取締役 関東地区本部長 審査部、総務部、 事務・システム統括部、 事務サポート部担当		
 藤	沢		稔	取締役(監査等委員)		
細	貝		巌	取締役(監査等委員) (社外取締役)	弁護士 (細貝法律事務所所長)	
鈴	木	裕	子	取締役(監査等委員) (社外取締役)		
渡	辺		隆	取締役(監査等委員) (社外取締役)		
坂	井	啓	=	取締役(監査等委員) (社外取締役)	公認会計士、税理士 (坂井会計事務所所長)	財務・会計に関 する知見を有し ております。

- (注) 1. 取締役のうち、細貝巌氏、鈴木裕子氏、渡辺隆氏及び坂井啓二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 取締役細貝巌氏、鈴木裕子氏、渡辺隆氏及び坂井啓二氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員) 藤沢稔氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(参考) 当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。 (年度末現在)

	П	1	,		1h /+ 72 78 +O 1/
	氏	2)		地 位 及 び 担 当
Ш		知	康	執行役員	人事部長
鈴	木	裕	之	執行役員	監査部長
相	場		実	執行役員	経営管理部長
西	Ш	克	義	執行役員	新潟地区本部長、新潟支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区分	支給人数	報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	8人	166 (48)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	6人	26
≣†	14人	193 (48)

- (注) 1. 支給人数には、2019年6月25日開催の第117回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役(監査等委員を除く)2名及び取締役(監査等委員)1名が含まれております。
 - 2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与7百万円は含まれておりません。
 - 4. 取締役の報酬等には、当事業年度に係るストックオプション報酬額48百万円が含まれております。なお、当事業年度に係る業績連動型報酬の支給予定はありません。
 - 5. 確定金額報酬以外の金額をカッコ内書きしております。
 - 6. 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬体系につきましては、(1)確定金額報酬、(2)業績連動型報酬、(3)ストックオプション報酬としております。

また、監査等委員である取締役の報酬体系につきましては、(1)確定金額報酬のみとしております。

(1) 確定金額報酬については、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額(社外役員の報酬を含む)は、月額13百万円以内(使用人分給与は含まれない)、監査等委員である取締役の報酬限度額(社外役員の報酬を含む)は、月額4百万円以内と決議いただいております。

(2) 業績連動型報酬については、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、当行単体の当期純利益を基準として、次の報酬枠としております。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超~10億円以下	16百万円
10億円超~15億円以下	22百万円
15億円超~20億円以下	28百万円
20億円超~25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

(3) ストックオプション報酬については、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、年額60百万円以内としております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
細 貝 巌	
鈴 木 裕 子	社外役員が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合、責任 の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないとき
渡辺隆	は、会社法第425条第1項の最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
坂 井 啓 二	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
細貝 巌	弁護士(細貝法律事務所所長) 当行との間には貸出金等の取引があります。
坂井 啓二	公認会計士、税理士(坂井会計事務所所長) 当行との間に開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への 出席状況	取締役会及び監査等委員会に おける発言その他の活動状況					
細貝 巌	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回 及び監査等委員会15回全てに出席	主に弁護士としての専門的見地 から発言を行っております。					
鈴木 裕子	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回 及び監査等委員会15回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を 行っております。					
渡辺 隆	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回 及び監査等委員会15回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を行っております。					
坂井 啓二	9ヶ月	社外取締役就任後開催の取締役会 10回及び監査等委員会12回全て に出席	主に公認会計士、税理士としての 専門的見地から発言を行ってお ります。					

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等		
報酬等の合計	5人	12	該当ありません		

- (注) 1. 支給人数には、2019年6月25日開催の第117回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役(監査等委員)1名が含まれております。
 - 2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - (4) 社外役員の意見 該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数発行可能株式総数20,000千株発行済株式の総数9,671千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 3,707名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当 行 へ の	出 資 状 況
休主の以名文は名例	持 株 数 等	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	564 千株	5.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	371	3.90
大光従業員持株会	283	2.98
株式会社みずほ銀行	227	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	189	1.99
日新火災海上保険株式会社	182	1.91
株式会社東和銀行	148	1.55
第一生命保険株式会社	142	1.50
株式会社大東銀行	142	1.49
明治安田生命保険相互会社	139	1.46

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 3. 当行は、自己株式を164千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
	 名称:株式会社大光銀行第1回新株予約権 目的となる株式の種類及び数:普通株式 8,110株 権利行使期間:2013年7月13日から2043年7月12日まで 権利行使価額(1株当たり):1円 	3人
	 名称:株式会社大光銀行第2回新株予約権 目的となる株式の種類及び数:普通株式 10,560株 権利行使期間:2014年7月15日から2044年7月14日まで 権利行使価額(1株当たり):1円 	3人
	 名称:株式会社大光銀行第3回新株予約権 目的となる株式の種類及び数:普通株式 11,620株 権利行使期間:2015年7月14日から2045年7月13日まで 権利行使価額(1株当たり):1円 	4人
取 締 役 (監査等委員である 取締役を除く。)	 名称:株式会社大光銀行第4回新株予約権 目的となる株式の種類及び数:普通株式 14,210株 権利行使期間:2016年7月12日から2046年7月11日まで 権利行使価額(1株当たり):1円 	4人
	1. 名称:株式会社大光銀行第5回新株予約権2. 目的となる株式の種類及び数:普通株式 12,500株3. 権利行使期間:2017年7月11日から2047年7月10日まで4. 権利行使価額(1株当たり):1円	5人
	 名称:株式会社大光銀行第6回新株予約権 目的となる株式の種類及び数:普通株式 14,340株 権利行使期間:2018年7月10日から2048年7月9日まで 権利行使価額(1株当たり):1円 	5人
	 名称:株式会社大光銀行第7回新株予約権 目的となる株式の種類及び数:普通株式 28,630株 権利行使期間:2019年7月13日から2049年7月12日まで 権利行使価額(1株当たり):1円 	6人
監査等委員である取締役	_	_

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等 該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他		
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 青木裕晃 指定有限責任社員 石尾雅樹	45	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の概要、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当行の会計監査人に対して、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利 益の合計額は45百万円であります。
 - 3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人と しての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
 - (2) 責任限定契約

当行と責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要が あると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会 の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に は、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は当該方針は定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めております。その決議の内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【決議の内容】

当行の取締役は、「経営理念」及び「コンプライアンス基本方針(行動憲章)」の実現と確立に努め、誠実かつ率先垂範して法令等を遵守し、行内のコンプライアンス風土を醸成する。

当行の取締役は、職務の執行にあたり、取締役が負う善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を全うする。 当行の取締役がコンプライアンスを率先垂範するため、「役員倫理規程」を定める。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、毅然たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除する。

【運用状況の概要】

当行の取締役は、「役員倫理規程」に基づき、銀行経営の基盤である社会からの信用・信頼の確保と、当行の永続的発展のために、率先垂範して行動している。

反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを「コンプライアンス基本方針(行動憲章)」において定めている。

「経営理念」及び「コンプライアンス基本方針(行動憲章)」については、全部・店へのポスター掲示などにより全従業員に周知を図っている。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【決議の内容】

当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会、監査等委員会その他経営に関する委員会等の議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」及び各委員会規程に基づき作成、保存及び管理する。

また、行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」を定める。

【運用状況の概要】

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録 や各種起案書等の文書は、作成、保存、管理等の方法を定めた各種規 程に基づき取り扱っている。

I	(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
l	関する規程その他の体制

【決議の内容】

信用リスク、市場リスク等の各リスク毎のリスク管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会で決議し、各リスク管理方針に則ったリスク管理規程を策定した上でリスクの把握及び適切な管理を行うとともに、各リスクの管理状況を総合的に掌握する。

また、経営に大きな影響を及ぼず流動性危機への対応として、「風評リスク・流動性危機管理規程」を定め、未然防止と流動性危機が発生した場合の体制を整備する。 さらに、災害発生時の損害の回避と業務の継続性を確保するため、 「災害対策規程」を定め、災害発生時に迅速、適切な措置を講じる体制

【運用状況の概要】

を構築する。

リスク毎の管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、統合的リスク管理部署において、年度毎にリスク管理プログラムを策定し、中間期末及び期末にはその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めている。また、それらのリスクを横断的に管理するため、定期的に経営委員会(信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会)を開催し、必要な協議を行っているほか、内部監査部門が各部署のリスク管理の適切性を監査している。さらに、大口融資案件その他重要審査案件等を審査する機関として融資審査会を設置し、融資の可否を決定している。

経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応については、事態の 重要度に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制と なっている。

地震・津波・火災といった自然災害、停電・システム障害・通信障害・原発事故といった技術的災害を大規模災害として想定しており、緊急時に備えるため、各部店に災害対策責任者等を置いているほか、災害の状況に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。また、必要に応じて訓練を実施している。

(4) 当行の取締役の職務の執行 が効率的に行われることを 確保するための体制

【決議の内容】

経営に関する重要事項を協議する機関として常務会を設置し、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議し、迅速な意思決定と業務の執行を統制する。

当行の取締役及び使用人の職務の執行が円滑かつ効率的に行われるよう、「職務権限規程」及び「職務権限表」を定める。

【運用状況の概要】

常務会を原則週1回開催しており、取締役会で意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当行業務の執行について審議し、意思決定を行っている。

*** 全役職員は「職務権限規程」及び「職務権限表」に基づき職務を遂行している。また、同規程、権限表については必要に応じ、適時見直しを行っている。

(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【決議の内容】

当行の使用人の法令等遵守について、「コンプライアンス基本方針 (行動憲章)」並びに行動基準である「役職員行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスに関する規程の整備を図り、組織体制として、コンプライアンスに係る課題を討議検討するコンプライアンス委員会を設置し、各部店にコンプライアンス責任者を配置し法令等遵守体制を確立する。

法令等遵守を実現するための具体的計画として、毎年度「コンプライアンスプログラム」を取締役会で決議し、実施状況を取締役会に報告する。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等対応規程」を定め、統括部署を設置し、各部店に不当要求防止責任者を配置するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に向けた行内体制を整備する。

職務執行に係る一定事項について、リーガル・チェックを行い適法性を確保する。

内部監査部門は、業務の健全性及び内部管理体制の適切性を確保すべく、「内部監査規程」を定め、内部監査を実施する。

【運用状況の概要】

コンプライアンス委員会を毎月1回開催し、当行におけるコンプライアンスの状況・問題点等の把握及び報告、対応策の協議などを行っている。

年度毎に決議したコンプライアンスプログラムについては、その実施状況を半期毎に取締役会に報告している。

反社会的勢力との関係遮断に向け、「反社会的勢力等対応規程」に 基づく対応を徹底しているほか、各種会議や研修等により従業員に対 する教育を行っている。

「リーガル・チェック実施規程」において、リーガル・チェックの 対象事項を定めており、対象事項の起案部及び統括部署が、その適法 性を都度確認している。法務・税務にかかる経営上の問題について は、顧問弁護士及び顧問税理士に照会し、専門的な見地からの指導を 受けている。

内部監査部門は、監査計画に基づき本部各部及び全営業店に対して 年度内に原則1回の監査を実施しており、その結果について取締役会に 報告している。 (6) 当行及び子会社・関連会社 からなる企業集団における 業務の適正を確保するため の体制

【決議の内容】

イ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当 行への報告に関する体制

当行及び子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正 を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項について、「子 会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社の行う一定事項 について、事前に当行に協議するものとし、また、株主総会及び取 締役会の議事、決算状況、不祥事件の発生等について、報告を受け ることとし、当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係 る事項の当行への報告に関する体制を整える。

ロ. 当行の子会社・関連会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「子会社・関連会社管理規程」に担当部が定期的に子会社・関連 会社の経営状況を取締役会に報告することを定める。

ハ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行と子会社・関連会社は常に密接な連携・協調関係の維持に努めるものとして、当行は子会社・関連会社が各々、独立した会社として自主性を保つよう配慮しながら、各社に対し適切な協力・支援を行う。

二. 当行の子会社・関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「子会社・関連会社検査マニュアル」に基づき、当行の内部監査 部門が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢 の適切性・有効性を監査し、その結果を取締役会へ報告する。

【運用状況の概要】

子会社・関連会社は、必要な事項について当行に都度協議又は報告を行っている。

当行は各社の自主性に配慮しながら、適切な協力・支援を行っている。

子会社・関連会社の経営状況については、半期毎に取締役会に報告がなされている。

当行の内部監査部門は、監査計画に基づき子会社・関連会社に対して原則年度内に1回の監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。

(7) 当行の監査等委員会の職務 を補助すべき取締役及び使 用人に関する事項

【決議の内容】

当行の監査等委員会から職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合には、必要とする人材と人数を協議し、適任者を配置する。

【運用状況の概要】

当行は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する 使用人2名を配置している。 (8) 当行の監査等委員会を補助する使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。) からの独立性に関する事項並びに当行の監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

【決議の内容】

当行の監査等委員会を補助する使用人は、他の部署の役職員を兼務 せず、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないこととし、その 使用人の任命、人事異動等については、事前に監査等委員会の同意を 求めなければならない。

【運用状況の概要】

監査等委員会を補助する使用人は、常勤の監査等委員と同室に常駐し、監査等委員会の指揮命令に従い業務を遂行している。

また、当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事考課については監査等委員会が行うほか、当該使用人の人事処遇については監査等委員会と人事部の協議により決定している。

(9) 当行の取締役及び使用人が 監査等委員会に報告をする ための体制並びに当行の子 会社・関連会社の取締役、監 査役及び使用人又はこれら の者から報告を受けた者が 当行の監査等委員会に報告 をするための体制

【決議の内容】

法令等の違反行為、当行又は当行の子会社・関連会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法及び各業法に定める不祥事件並びにコンプライアンスヘルプラインの受付状況等について、当行の監査等委員会へ報告すべき旨及び報告の時期、方法を、当行及び子会社・関連会社のコンプライアンス・マニュアル等で定める。

【運用状況の概要】

監査等委員会への報告は、当行及び子会社・関連会社の規程等に基づき行われている。

コンプライアンスヘルプラインを利用して内部通報があった場合に ついては、その窓口となる担当部署が監査等委員会に対し適時報告を 行っている。

(10) 当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【決議の内容】

当行の監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止する。

【運用状況の概要】

コンプライアンスヘルプラインの通報者に対しては、当該通報をしたことにより人事関係を含め不利益な取扱いをすることがない旨を当行及び子会社・関連会社の規程等に定めており、当該規程等に従った運用がなされている。

監査等委員会に直接報告を行った者についても、コンプライアンス ヘルプラインによる報告に準じた取扱いを受けており、報告者は適切 に保護されている。 (11) 当行の監査等委員の職務の 執行(監査等委員会の職務の 執行に関するものに関 る。)について生ずる費用の 前払い又は償還の手続その 他の当該職務の執行にのい て生ずる費用又は債務の現 理に係る方針に関する事項

【決議の内容】

当行の監査等委員が、その職務を執行するうえで生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を適切に処理する。

【運用状況の概要】

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用について、銀行から前払い又は償還を受けることができる旨を「監査等委員会監査等基準」において定めている。当行は、当該請求に係る費用が、その職務の執行に必要と判断できる場合において、その請求に応じている。

(12) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【決議の内容】

当行の監査等委員会は、代表取締役頭取、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

【運用状況の概要】

常勤の監査等委員と代表取締役頭取は、年4回の定期的な会合において意見交換を行い、当該監査等委員は、その内容を監査等委員会に報告している。

監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要等を説明し、意見交換をしているほか、監査等委員による会計監査人の監査への立会い、会計監査人から監査等委員会への定期的な監査結果の説明等を通じて、随時連携を図っている。

監査等委員会と内部監査部門は、定期的なミーティングの場を設けており、内部監査部門の監査結果及び監査等委員会の往査結果を相互に説明し、意見交換を行っている。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第118期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円) (資 産 の 部) (負 の 部) 預 金 1,322,569 現 金 預 け 金 90.865 .当普貯通定定そ 金 64,940 座 預 現 金 16.952 诵 預 金 501,039 預 金 73.912 け 蓄 預 金 8,160 預 金 8,424 知 7.979 金 銭 の 信 託 金金金 期 預 718.339 券 346,379 有 侕 証 17.973 玉 債 111.798 金 他 預 3,690 49,976 金 地 方 債 譲 渡 40,443 ル 652 \Box マ 社 債 65,460 _ 债券貸借取引 受入担保金 36,646 株 式 6,841 借 苚 金 50,200 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 証 券 112,302 金 50.200 借 他 債 そ 9.340 貸 ж 余 1,060,135 の **等** 払 640 法 未 31 丰 6,997 割 形 用 未前 579 払 手 形 貸 付 29,366 受 収 益 426 業付 証 書 貸 付 908,620 従 , 員 補 金 52 に給金リ 填 金品務 当 座 貸 越 115,151 融 生 商 围 為 替 2,138 329 外 玉 他 店 預 (+ 498 資 去 務 産 除 債 116 他 取 立 外 玉 為 替 1,639 \bigcirc \mathcal{O} 負 債 7,192 金 賞退睡 与 641 そ ന 他 資 産 11,616 金 付 31 給 71 前 払 費 用 63 眠預金払戻損失引当 金 445 未 収 収 益 994 金 損失 引 96 再評価に係る繰延税金負債 金 融 派 生 商 8 ()1,665 支 諾 2.070 払 承 そ 0 他 \mathcal{O} 資 産 10.557 <u>負</u> (純 部 1,464,845 0 有 形 固 定 資 産 16.607 資 産 0 部) 建 物 5.380 本 10.000 資 金 資 剰 金 8.208 土 地 10.491 本 余 金 本 淮 備 8,208 資 ١J ス 箵 産 277 利 益 剰 余 金 52,234 建 設 仮 勘 定 22 金 1,791 益 の他の有形固 定資 産 436 利益 金 50,443 の他 剰 余 固定資産圧縮積立 金 形 定 資 産 607 뭬 涂 積 17 金 21.000 フ ゥ I ア 541 利 益 剰 金 29,439 越 余 フ ウ ェア 仮 勘 定 3 式 △418 自 の無形固 の他 定資産 62 主 本 計 70,025 その他有価証券評価差額金 403 前 払 年 金 費 用 1.868 金 評 価 差 2.413 延 税 金 資 産 2.165 換算差額等合 計 2,817 支 払 承 諾 見 返 2.070 新 約 権 185 貸 31 金 △4,560 純 資 産 の 合 計 73,028 計 1.537.873 1.537.873 0 部 負債及び純資産の部合計

11		(単位:白万円)
科	金 **	額 22 F01
	益益息息息急益料益益益益益 15,465 11,156 19,730 680 1,649 1,914 1,914 1,914 1,914 1,914 1,914 1,914 1,915 2,475 207 461 430 680 1,715 1,311 1,584 2,475 207 1,412 1,584 2,416 0 70 1,412 924 863 1,353 2,463 1,35	22,591
金 銭 の 信 託 運 用 で の 他 の 経 常 費 経 常 別 利	用	2,587 9
古 定 資 産 処 分 特 別 資 産 処 分 減 損 損	益失 9 損 76 失 257	334
To	失	2,262
税 引 前 当 期 純 利 法 人 税 等 調 整 法 人 税 等 合 当 期 純 利	額 <u>6</u> 計 益	1,131 1,131

第118期(2019年4月1日から)株主資本等変動計算書

								株	É	È	資		本		4 · 日/J门/				
						資本	刺	余金	利	益	剰	余	金						
					資本金		フの/4-次十	次十利人人		そ(の他利益剰	余金	피 포 펜 스 스	自己株式	株主資本				
					7.7.2	資本準備金	その他員本	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計		合 計				
当	期	首	残	高	10,000	8,208	_	8,208	1,791	5	21,000	28,755	51,552	△467	69,293				
当	期	変	動	額															
剰	余	金	の 酉	3 当								△474	△474		△474				
固	定資産	圧縮	積立金(の取崩						△0		0	_		_				
<u>₩</u>	期	糾	1 利	益								1,131	1,131		1,131				
É	2	株式	t の 1	取得										△0	△0				
É	2	株式	t 0 !	処 分			△9	△9						49	39				
É	己株式	式処分	差損0)振替			9	9				△9	△9		_				
土	地再記	平価差	額金の)取崩								35	35		35				
株当	主資	本以:	外の項 頁 (純	i目の額)															
当	期変	動	額(h 計	_	_	_	_	-	△0	_	683	682	48	731				
当	期	末	残	高	10,000	8,208	_	8,208	1,791	4	21,000	29,439	52,234	△418	70,025				

	評 位	・ 換 算 差 8	東 等			
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額	評価・換算差額等 合 計	新株予約権	純 資 産 合 計	
当 期 首 残 高	8,986	2,449	11,436	176	80,906	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△474	
固定資産圧縮積立金の取崩					_	
当 期 純 利 益					1,131	
自己株式の取得					△0	
自己株式の処分					39	
自己株式処分差損の振替					-	
土地再評価差額金の取崩					35	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△8,583	△35	△8,619	9	△8,610	
当期変動額合計	△8,583	△35	△8,619	9	△7,878	
当 期 末 残 高	403	2,413	2,817	185	73,028	

第118期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

	科			金額	科		金額
(資	産	の	部)		(負 債	の 部)	
現	金	預	け 金	90,865	預	金	1,322,568
 -	銭	o 1	信 託	7.070	譲渡と		40,443
金	並支	0) 1	信 託	7,979	コールマネー		652
有	価	証	券	346,656	債券貸借取引		36,646
貸		出	金	1,059,802	借用		50,200
外	玉	為	替	2,138	そ の ft		9,923
				•	賞 与 引		645
そ	の	他	資 産	13,201	退職給付に		353
有	形固	定	資 産	16,609	睡眠預金払肩		445
建			物	5,380	偶発損労		96
					利息返還指		5
土			地	10,491	再評価に係る		1,665
IJ	_	ス	資 産	277	支	部 合 計	2,070 1,465,718
建	設	仮	勘定	22	(純 資 産		1,405,710
					(純 貝 塩		10,000
1 6	の他の	有 形 固	定資産	438	資本乗		8,208
無	形固	定	資 産	610	利 益 乗		52,638
ーソ	フ	トゥ	ェア	543		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	△418
	フトウ	7 - 7	仮 勘 定	3	一 株 主 資	本 合 計	70,428
7				3	その他有価証		403
そ	の他の	無形固	定資産	64	土地再評	価 差 額 金	2,413
退耳	戦 給 付	に係る	る資産	1,098	退職給付に係	る調整累計額	△712
繰	延 税	金	資 産	2,525	その他の包括和	J 益累計額合計	2,104
					新 株 予	5 約 権	185
支	払 承	諾	見 返	2,070	非支配が	ま 持 分	422
貸	倒	31	当 金	△4,699	純 資 産 0	部合計	73,141
資	産の	部	合 計	1,538,859	負債及び純資	産産の部合計	1,538,859

第118期(2019年4月1日から)連結損益計算書

科目	金額
経 常 収 益	22,950
資 金 運 用 収 益	15,488
貸 出 金 利 息	11,179
有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,215
コールローン利息及び買入手形利息	0
預 け 金 利 息	19
その他の受入利息	74
後 務 取 引 等 収 益	2,556
その他業務収益	2,011
その他経常収益	2,894
賞 却 債 権 取 立 益	198
その他の経常収益	2,695
経 常 費 用	20,314
資 金調 達 費 用	461
預 金 利息	430
譲渡性預金利息	6
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	18
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	5
その他の支払利息	0
後務取引等費用	1,859
その他業務費用	2,416
営 業 経費	13,066
その他経常費用	2,509
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	462
その他の経常費用	2,046
経 常 利 益	2,635
特 別 利 益	9
固定資産処分益	9
特別集	334
固定資産処分損	76
演 損 失	257
税金等調整前当期純利益	2,310
法人税、住民税及び事業税	1,141
法 人 税 等 調 整 額	3
法 人 税 等 合 計	1,144
当期純利益	1,165
非支配株主に帰属する当期純利益	18
親会社株主に帰属する当期純利益	1,147

第118期(2019年4月1日から)連結株主資本等変動計算書

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	8,208	51,939	△467	69,680
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△474		△474
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,147		1,147
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△9		49	39
自己株式処分差損の振替		9	△9		-
土地再評価差額金の取崩			35		35
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	_	_	698	48	747
当 期 末 残 高	10,000	8,208	52,638	△418	70,428

		その他の包括	舌利益累計額	÷= 1/1		/s-t- \/m	
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当 期 首 残 高	8,986	2,449	△186	11,249	176	405	81,511
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△474
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,147
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							39
自己株式処分差損の振替							_
土地再評価差額金の取崩							35
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△8,583	△35	△526	△9,145	9	17	△9,118
当期変動額合計	△8,583	△35	△526	△9,145	9	17	△8,370
当 期 末 残 高	403	2,413	△712	2,104	185	422	73,141

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行 取締役会 御中

2020年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ 新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 青木裕 晃印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 石 尾 雅 樹 📵

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大光銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行 取締役 会 御中

2020年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ 新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 青木裕 晃⑩

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 石 尾 雅 樹 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大光銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに 当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用 の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を 実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社・関連会社については、子会社・関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。
- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 大光銀行 監査等委員会

監査等委員 藤 沢 稔 ⑩

監査等委員 細 貝 巌 ⑬

監査等委員 鈴 木 裕 子 ⑩

監査等委員 渡 辺 隆 @

監査等委員 坂井啓二 ⑩

(注) 監査等委員細貝 巌、鈴木裕子、渡辺 隆、坂井啓二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、永続的かつ安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに経営環境を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、237.661.675円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(6名)は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当行では、取締役の選解任等に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はご ざいませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		氏	名)		現在の当行における地位
1)	再 任	古	いで出	てつ 哲	oc 彦	取締役会長(代表取締役)
2	再任	石	だ 田	_{ゆき} 幸	雄	取締役頭取(代表取締役)
3	再任	かめ 亀	がい 貝	信	いち <u>ー</u>	専務取締役
4	再 任	_{こん} 近	_{どう} 藤	きえ喜り	い ち 光 知	常務取締役
(5)	再任	_{たわら} 俵	煮		ana 稔	常務取締役
6	再任	かわ 	ι Φ □	しょう	いち <u>ー</u>	取締役

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
1	古 出 哲 彦 (1947年1月18日生) 再 任	1970年 4 月 大蔵省入省 1994年 7 月 国税庁長官官房総務課長 1995年 5 月 福岡国税局長 1997年 7 月 総務庁人事局次長 1999年 7 月 米資源開発公団理事 2002年 6 月 株式会社紀陽銀行 常務取締役 2005年 6 月 株式会社紀陽銀行 専務取締役 2009年 5 月 当行顧問 2009年 6 月 当行取締役副頭取 統括並びに監査部担当 2019年 6 月 当行取締役の頭取 監査部担当 2019年 6 月 当行取締役会長(現任) ■取締役候補者とした理由 2009年6月より取締役会員で現任、同年10月より取締役頭取、2019年6月より取締役会長を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	8,900株
2	がし だ ゆき 雄 石 田 幸 雄 (1954年1月2日生) 再 任	1976年 4 月 当行入行 2003年 8 月 当行業務監査部業務監査室長 2005年 6 月 当行総合企画部企画広報課長兼 コンプライアンス室長 2006年 6 月 当行総合企画部副部長 2008年 7 月 当行総合企画部長 2008年 7 月 当行総合企画部長 2011年 6 月 当行財締役総合企画部長 2011年 6 月 当行常務取締役 総合企画部、経営管理部担当 2015年 6 月 当行常務取締役 総合企画部、経営管理部 2015年 6 月 当行常務取締役 総合企画部、経営管理部、人事部担当 2015年 6 月 当行専務取締役 総合企画部、経営管理部、人事部担当 2017年 6 月 当行専務取締役 総合企画部、経営管理部、人事部担当 2017年 6 月 当行専務取締役関東地区本部長 総合企画部、経営管理部、人事部投当 2017年 6 月 当行財締役頭取 監査部、人事部担当(現任) ■取締役候補者とした理由 大宮支店長、総合企画部長等を歴任したほか、2011年6月より取締役に就任、2019年6月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	5,200株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
3	がめ がい しん いち 亀 貝 信 一 (1955年3月23日生) 再 任	1978年 4 月 当行入行 2004年 1 月 当行桶川支店長 2006年 4 月 当行宮内支店長 2008年 7 月 当行審査部副部長 2010年 6 月 当行審査部長 2013年 6 月 当行取締役審査部長 2014年 6 月 当行財務収益を満済を表しており、当行専務取締役営業統括部長 2016年 6 月 当行常務取締役営業統括部長 2017年 6 月 当行常務取締役営業統括部長 営業統括部担当 2017年 6 月 当行専務取締役営業統括部長 営業統括部、地域産業支援部担当(現任) ■取締役候補者とした理由 桶川支店長、宮内支店長、審査部長等を歴任したほか、2013年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	4,100株
4	こん どう き えい ち 近 藤 喜栄知 (1955年12月9日生) 再 任	2001年 5 月 当行入行 2007年 6 月 当行小針南支店長 2009年 6 月 当行神田支店長 2010年 6 月 当行審査部副部長 2013年 2 月 当行五泉支店長 2014年 6 月 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 2015年 6 月 当行取締役東京支店長兼総合企画部東京事務所長 2016年 6 月 当行取締役新潟地区本部長兼新潟支店長 2018年 6 月 当行常務取締役新潟地区本部長兼新潟支店長 2019年 6 月 当行常務取締役長岡地区本部長兼本店営業部長 (現任) ■取締役候補者とした理由 小針南支店長、神田支店長、五泉支店長、東京支店長等を歴任したほか、2015年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	1,560株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
\$	たわら ぎ みのる 俵 木 稔 (1958年11月29日生) 再 任	2001年5月 当行入行 2009年6月 当行市場国際部副部長 2013年10月 当行市場金融部長 2017年6月 当行取締役市場金融部長 2019年6月 当行常務取締役市場金融部長 総合企画部、 経営管理部、市場金融部担当(現任) ■取締役候補者とした理由 市場金融部長等を歴任したほか、2017年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての 役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	500株
6	かわ い しょう いち 川 合 昌 一 (1961年8月31日生)	1993年 3月 当行入行 2011年 6月 当行桶川支店長 2013年 2月 当行審査部副部長 2014年 6月 当行審査部長 2017年 6月 当行執行役員審査部長 2019年 6月 当行取締役関東地区本部長 審査部、総務部、事務・システム統括部、事務サポート部担当(現任) ■取締役候補者とした理由 桶川支店長、審査部長等を歴任したほか、2017年 6月より執行役員に就任、2019年 6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。	300株

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者の所有する当行の株式数は、2020年3月31日現在の株式の数を記載しております。

以上

X	Ŧ	欄	

株主総会会場ご案内図



場所

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6 電話(0258)36-4111 当行本店 3階大会議室

交 通

JR長岡駅

大手口 より 徒歩約3分

お願い

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況を踏まえ、株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用などの対策をお願い申し上げます。
- ・公共交通機関をご利用いただき、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

